

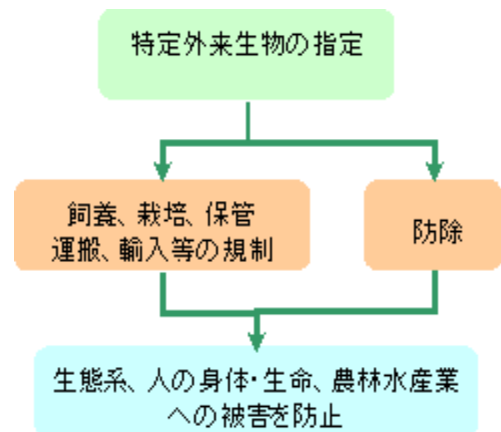
特定外来生物 (外来生物法)

人間の活動に伴って海外から入ってきた生物の中には、日本固有の生態系や国民生活に悪影響を及ぼす生物がある。こうした悪影響をなくすことを目指して、平成17年6月、外来生物法が施行された。しかし、法施行後も各地でカミツキガメが捕獲されるなどの問題が発生しており、広報啓発等の取組が必要である。

1 外来生物法の目的

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)とは、外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的としている。

そのため、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物に指定して、その飼育などを規制するとともに必要と判断された場合は、防除等を行うこととしている。



出所：環境省ホームページ

2 特定外来生物等の指定

特定外来生物は、人間の移動や物流が活発となった概ね明治元年以降、日本国内に導入されたと考えられる生物で個体として認識が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物群で下記に該当する生物が政令で指定される。

(1) 在来生物の種の存続又は生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物

【主な例】

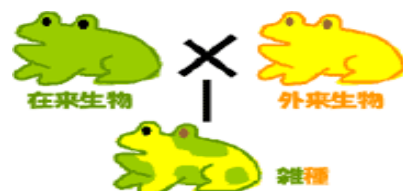
在来生物の捕食



生息地、餌動植物などの競合



交雑による遺伝的かく乱



(2) 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物



(3) 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物



出所：環境省ホームページ

また、特定外来生物とは別に、生態系等へ被害を及ぼす疑いがあるが、実態がよく分かっていない海外起源の外来生物については、未判定外来生物として省令で指定され、その取扱いが規制される（図1）。

図1 特定外来生物等の規制と主な指定種

【外来生物法における規制内容】

	特定外来生物	未判定外来生物	指定されない生物
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養、栽培、保管、運搬、輸入の原則禁止(学術目的等を除く) ・固体識別措置等を講じる義務(マイクロチップ埋め込みなど) ・野外へ放つこと等の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入へ届出義務(事前) ・判定終了までの輸入制限(生態系等への影響があると判定された場合は、特定外来生物に指定される) 	なし
		特定外来生物等と外見で判別の困難な生物(省令指定)を輸入する場合には、外国政府機関が発行する証明書が必要	

法施行前からペット等として飼養していた場合は、その個体に限り許可を受けることができる。

【特定外来生物の指定種】

アライグマ



カミツキガメ



オオクチバス



セイヨウオオマルハナバチ オオキンケイギク



提供：横山潤



提供：財団法人 自然環境研究センター

- 哺乳類...アライグマ、キョンなど16種
 - 鳥類...ガビチョウなど4種
 - 爬虫類...カミツキガメなど6種
 - 両生類...ウシガエルなど5種
 - 魚類...オオクチバスなど13種
 - 昆虫類...アルゼンチンアリなど5種
 - 無脊椎動物...セアカゴケグモなど10種
 - 植物...オオキンケイギクなど12種
- 合計 67種 83種類

出所：環境省ホームページ

【未判定外来生物】 約3,600種類

ミーアキャット



ヘリグロヒキガエル



Hydrocotyle bonariensis(トクサ属の一部)



特定外来生物の指定をめぐる議論

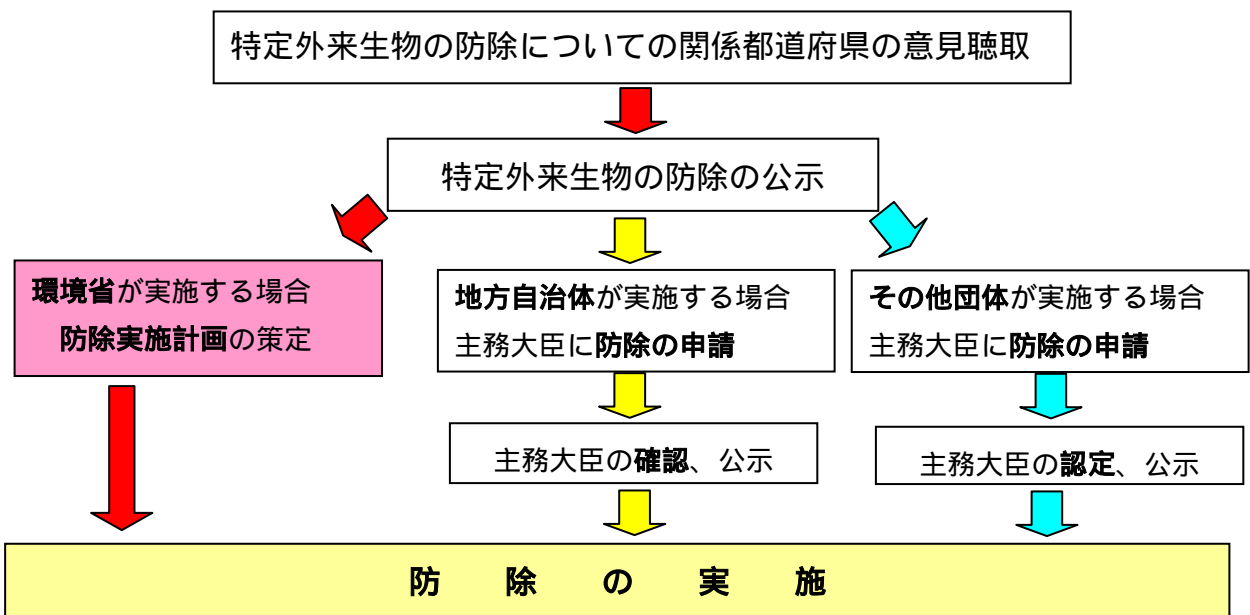
オオクチバスは、ルアー釣りの対象魚として人気の高い魚種である。日本のバス釣り人口は約300万人に達するといわれ、市場規模も約1,000億円と大きい。特定外来生物専門家会合オオクチバス小グループでは、本種の特定外来生物選定について「半年を目途に指定に向けた検討を進める」という結論をまとめた。しかし、環境大臣の「オオクチバスを指定すべき」という発言を受け、特定外来生物専門家会合（全体会合）で特定外来生物に指定した。パブリックコメントの際には、107,815件の意見が提出され、本種の指定反対に対するものは、95,620件と圧倒的多数を占めた。

セイヨウオオマルハナバチは、トマトの施設栽培において、栽培面積の約4割、その他にもナス、イチゴなどの受粉に利用されている。そのため、本種を特定外来生物に指定し、利用を制限した場合、生産者への影響が大きく、その取扱いについて議論されてきた。特定外来生物専門家会合セイヨウオオマルハナバチ小グループでは、農業用でネット展張などの措置が講じられた施設で許可を受ければ利用を可能とし、平成18年9月の第3次指定において特定外来生物に指定した。

3 特定外来生物の防除

特定外来生物による被害がすでに生じている場合又は生じるおそれがある場合で、必要であると判断された場合は、国が防除を行う。地方公共団体等が特定外来生物の防除を行う場合は、国の確認・認定を受け実施することができる（図2）。

図2 特定外来生物防除の手続きと都内での防除



区分	生物名	実施者	期間	場所
確認	キョン	東京都	平成18年9月1日 ～平成23年3月31日	伊豆大島
認定	ウシガエル カミツキガメ	NPO法人 生態工房	平成18年7月27日 ～平成23年3月31日	練馬区 杉並区ほか
認定	カダヤシ	NPO法人 生態工房	平成18年7月27日 ～平成23年3月31日	練馬区 杉並区ほか

グリーンアノールの防除 ～小笠原諸島～

1960年代に小笠原諸島に侵入したと考えられているトカゲの一種であるグリーンアノールが大繁殖し、島固有の貴重な昆虫類に壊滅的な被害を与えている。

グリーンアノールは、米国産の外来種で特定外来生物に指定されている。現在、父島、母島の両島で600万匹が生息すると推定されている。環境省では、今年度中に使い捨てのゴキブリ捕獲器を改良した粘着性のワナを2万4千個設置する予定である。



出所：平成18年9月6日朝日新聞記事

4 特定外来生物の遺棄防止の啓発

外来生物法の施行以降、全国各地でペットとして飼育されていたと思われる特定外来生物が野外で発見・捕獲されるケースが頻発している。都内においても町田市などでカミツキガメが捕獲されている。

このような事態を受け、環境省では、外来生物の適正飼育について、ペット販売業者への協力依頼、環境省ホームページへの掲載、ポスター配布など広報啓発活動に取り組んでいる（図3）。

これまでカミツキガメは、ペットとして大量に日本に輸入されてきたが、法施行後6ヶ月間（法施行前から飼養していた場合の許可申請提出期間）の飼養許可申請件数は、全国で約300件に留まっている。

5 今後の課題

外来生物が引き起こす問題の多くは、広域にわたり定着してしまった後に明らかになることが多く、問題を解決するまでに多額の費用と時間・労力が必要となる。被害を予防するためには「むやみに入れない」「野外に捨てない」「他地域に拡げない」ことが重要であり、広報啓発活動に継続して取り組む必要がある。

また、特定外来生物による生態系、農林水産業等への被害を軽減させるためには、当該生物の防除を推進する必要がある。外来生物法上、防除の主体は国であるが、現在実施されている防除の多くは、国の確認を得ながら地方公共団体により行われている。今後、効果的に防除を推進するためには、国の責任において、防除事業の対象種・対象地域の拡大や防除手法の確立など広範な防除事業を実施することが必要である。

図3 外来生物適正飼育のポスター



出所：環境省ホームページ

外来生物に対する認識（平成18年9月10日 日本経済新聞記事）

内閣府が実施した「自然の保護と利用に関する世論調査」（平成18年6月22日～7月2日）の調査結果のうち、「全ての外来生物を駆除した方がよい」と回答した人が17.4%、「有害な外来生物は駆除した方がよい」と回答した人が73.3%と外来生物の駆除に前向きな意見が約90%となっている。